

# 都市づくり支援事業評価委員会にかかる都民委員選考委員会

## 設置要綱

(令和2年2月1日都市づくり公社要綱第169号)

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業評価委員会にかかる都民委員選考委員会設置要綱を次のように定める。

公益財団法人東京都都市づくり公社都市づくり支援事業評価委員会にかかる都民委員選考委員会設置要綱

### (目的)

第1条 公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）は、都市づくり支援事業評価委員会（以下「委員会」という。）の都民委員選考を公正に行うため、都市づくり支援事業評価委員会にかかる都民委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 選考委員会は、別に定める都市づくり支援事業評価委員会都民委員選考要領に基づき都民委員を選考するものとする。

2 選考委員会は、前項の選考の結果を理事長に報告するものとする。

3 理事長は、選考委員会からの報告に基づき、都民委員を決定するものとする。

### (組織)

第3条 選考委員会は、次に掲げる職にあるものをもって構成する。

(1) 事業推進部長

(2) 総務部長

(3) 公益事業課長

### (委員長)

第4条 選考委員会に、委員長を置く。

2 委員長には、事業推進部長を充てる。

3 委員長は、会議を主催し、委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

### (招集)

第5条 選考委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対して会議への出席を求め、又はその他の方法で意見を聴くことができる。

(定数及び決議)

第6条 選考委員会は、構成される委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

3 構成される委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、選考委員会の可決する旨の決議があったものとみなす。

(個人情報)

第7条 公社は選考に際し、公社個人情報保護規程・個人情報保護管理要綱に基づき、個人情報の適正な管理を行うものとする。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、事業推進部公益事業課まちづくり支援係が行う。

附則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。